市が処分する産業廃棄物は、千歳市廃棄物の処理等に関する条例第21条第2項の規定により、下記のとおり定めたので告示する。

令和2年3月31日

千歳市長 山口 幸太郎

記

千歳市廃棄物の処理等に関する条例第21条第2項に規定する市長が定める産業廃棄物は、 市域内において生じる次に掲げるものとする。

(1) 燃え殻

事業活動に伴って生じたもの(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項に規定する方法により測定したダイオキシン類の含有量が一グラムにつき 三ナノグラム以下であるものに限る。)

(2) 紙くず

建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもので、ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものを除く。

(3) 木くず

建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)に係るもので、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだものを除く。

(4) 繊維くず

建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、 繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもので、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだものを除く。

(5) 動植物性残渣

食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物 又は植物に係る固形状の不要物

- (6) ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
- (7) がれき類

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたレンガ等の破片その他これに類する不要物(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律で定める特定建設資材 廃棄物及び廃石膏ボードを除く。)